

---

---

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業

**中途採用者向け基礎研修**  
**事務系職員に求められる能力向上**  
**財務・会計知識編**

---

---

～ 建設業会計知識を企業経営に生かすために ～

鹿 児 島 県

一般社団法人鹿児島県建設業協会

監修 ヒロT&T株式会社

# 目 次

第Ⅰ部 会計の本質等	2
1. 会計の意義	2
2. 会計の分類	2
3. 会計に関する法令の規定	3
4. 建設業の特性とそれが会計に与える影響	3
5. 建設業法	5
第Ⅱ部 会計の基本的な手続き	6
1. 会計の一連の流れ	6
2. 取 引	6
3. 複式簿記	7
4. 仕 訳	7
5. 転 記	10
7. 決 算	12
8. 精算表	13
9. 決算書	14
10. 当期の決算終了後の処理	14
第Ⅲ部 会計の手続き(応用編)	16
1. 決算整理	16
2. 原価計算	16

## 第 I 部 会計の本質等

### 1. 会計の意義

会計とは、ある組織の経済活動（モノやサービスが生産、流通、消費される動き）を一定の規則に従って記録・計算し、その結果を報告する一連の手続きである。

※ 簿記とは、会計の中の一部であり、記録の方法を学ぶ領域

### 2. 会計の分類

会計は、その目的により財務会計と管理会計の2つに分類される。

#### ① 財務会計

企業の外部には、資本を拠出している株主や資金を融資している銀行などの債権者など重要な関係者がいる。これらの関係者が、適切な判断や意思決定を行うためには、企業の経済活動に関する情報が不可欠である。よって、これらの利害関係者に対し、企業の経済活動に関する適正な情報を提供していくことが、企業会計の最も重要な役割であり、この目的のもとで行われる会計が財務会計である。

#### ② 管理会計

企業内の経営者が適切な経営方針を策定し企業を運営していくためには、現在の企業の状況を的確に把握することが不可欠である。管理会計は、企業情報を数値化して経営に役立たせることを目的として行われる会計である。具体的には、経営計画策定、業績評価、設備投資の意思決定などに用いられる。

	① 財務会計	② 管理会計
目的	貸借対照表や損益計算書といった企業の業績を表す財務データを利害関係者に開示（ディスクローズ）すること	企業の会計データを企業内部の意思決定や組織のコントロールなどに利用していくこと
会計処理に当たっての留意事項	利害関係者が、企業間の比較が可能となるよう、一定のルール（法律や会計基準等）に基づいて行われる	必ず従わなければならないルールはなく、必要に応じたいろいろな考え方やツールを採用していく
データの性質	データの正確性が要求される	データの正確性よりも、迅速性の方が要求される

### 3. 会計に関する法令の規定

#### ① 会社法

すべての株式会社は、貸借対照表、損益計算書などの決算書を作成（第435条第2項）し、定時株主総会の承認（第438条第2項）を得たうえで、公告（第440条）しなければならない。

※ 公告すべき内容は、会社の規模や公告する媒体により異なる。

#### ② 金融商品取引法

証券取引所上場会社、株主が500人以上の会社、社債などの金融商品を1億円以上募集・売出している会社などは、有価証券報告書を每期作成（第24条）しなければならない。

有価証券報告書は、事業の状況、従業員の状況、設備の状況、大株主の状況、経理の状況（貸借対照表、損益計算書などの決算書）など企業の様々な情報から構成されている。有価証券報告書は、国のシステムにより公開されている。

※ 貸借対照表、損益計算書などは、一般的には**決算書**と言われるが、法令上の正式な名称は次のとおり。

会社法	—	計算書類
金融商品取引法	—	財務諸表

### 4. 建設業の特性とそれが会計に与える影響

#### ア 受注請負生産であること

建造物は1品限定となるため、同一品種を多数生産する一般的な製造業と比較して、標準的な原価を把握することが難しい。

また、生産（施工）前に販売価格が決まるため、事前に原価を把握することがたいへん重要となる。

## イ 請負金額が大きいこと

## ウ 生産期間が長いこと

建造物を施工するために要する原価が多額となり、かつ、施工に要する時間も長い。このため、完成までに必要となる資金の立替額が大きく、かつ、長期にわたることとなり、資金繰りが重要となる。

## エ 生産現場が移動すること

一般の製造業が工場で生産することに比べ、建設業では生産現場が移動する。このため、生産設備も移動しなければならず、リースや外注の割合も増加する。

## オ 完成までに要する工事の種類が多様であること

1つの建造物を完成させるためには、基礎工事、外壁工事、内装工事、配線工事など、多種多様な工事が必要となる。このため、ゼネコンと言われる工事全体のプロジェクト管理を行う企業が工事を受注し、多種多様な専門工事会社（サブコン）へ各工事の施工が外注される。一般的な製造業と比較して、外注に要する金額が多額となる。

## カ 共同企業体（JV）による受注があること

特に大規模工事では、複数の企業が工事を施工するための組合を結成したうえで、工事を受注することがある。この場合、複数の企業が1つの会計を行わなければならない。

## キ 公共工事が多いこと

公共工事の原資は税金であるため、公共工事においては詳細な情報を開示していくことが求められる。

## 5. 建設業法

### ① 建設業法の目的

建設業法は、建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護すること、建設業の健全な発達を促進することを目的としており、建設業の許可、建設工事の請負契約、施工技術の確保など、主として建設業を取り巻く制度を規定している法令である。

### ② 建設業法に規定されている会計に関する内容

ア 会社法の決算書は会社計算規則に、金融商品取引法の決算書は財務諸表等規則に基づき作成される。しかし、建設企業は例外となっており、建設業法（関係する政令・省令・告示を含む。以下同じ）の規定に基づき作成しなければならない。

イ 会社法や金融商品取引法の開示制度に加え、すべての建設企業は、建設業法に基づく詳細な財務内容が一般に公開されている。

ウ 建設業の許可（5年更新）の際に、財務内容に関する基準を満たさなければ、許可が取得できない。

エ 公共工事の入札に参加しようとする企業は、国が定める審査（経営事項審査）を事前に受けなければならない。経営事項審査は、規模、技術力、財務内容等の審査項目が設けられており、審査企業に点数が付される。この点数が公共工事の入札で大きく影響する。

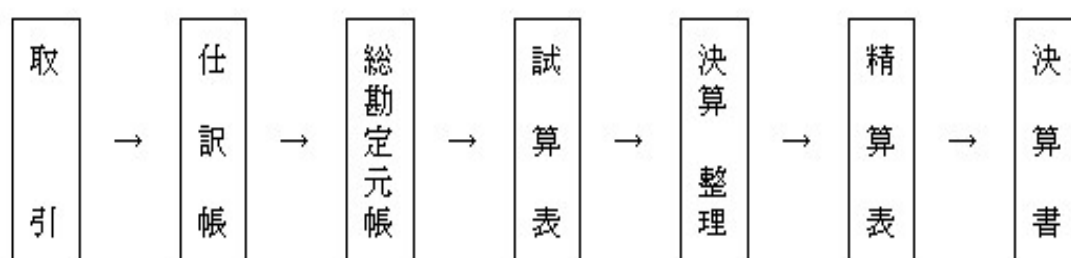
オ 会計に関する資格では、日本商工会議所が主催する「簿記検定試験」が有名だが、建設業の会計に関する資格試験「登録経理試験」が建設業法に基づき実施されている。

## 第Ⅱ部 会計の基本的な手続き

### 1. 会計の一連の流れ

企業は、日々の経済活動を一定の決まりに従って記録・整理し、企業活動の報告書である決算書を定期的に作り、これを外部関係者に報告している。

これを図で表すと次の一連の流れとなる。



### 2. 取引

企業の財産等の増減・変化をもたらす事項を「取引」という。

例：材料の仕入、工事の竣工による売上、備品の購入、経費の支払い 等

一般的には、工事の請負、従業員の雇い入れ、家屋の賃貸借など、重要な契約の締結についても取引というが、単に約束・契約しただけでは財産等に増減・変化は生じないので、会計では取引とならない。

逆に、盗難や火災などは、一般には取引とはいわないが、財産に増減・変化が生じるので、会計では取引となる。

(一般的には取引とはいえないが、会計では取引となる例)

- ・事務所に泥棒が入り、現金¥300,000が盗まれた。
- ・火事により、会社所有の事務所¥10,000,000が全焼した。

取引が行われると、企業はそれを記録しなければならない。

### 3. 複式簿記

1つの取引は、必ず2つの側面（原因と結果）を有しており、取引を2つの側面から記帳していく方法を「複式簿記」という。

複式簿記においては、左を「借方（かりかた）」、右を「貸方（かしかた）」という。

### 4. 仕訳

複式簿記の原理に従い、取引を「勘定科目」と「金額」を用いて記録することを「仕訳（しわけ）」といい、仕訳を記録する帳簿が「仕訳帳」である。

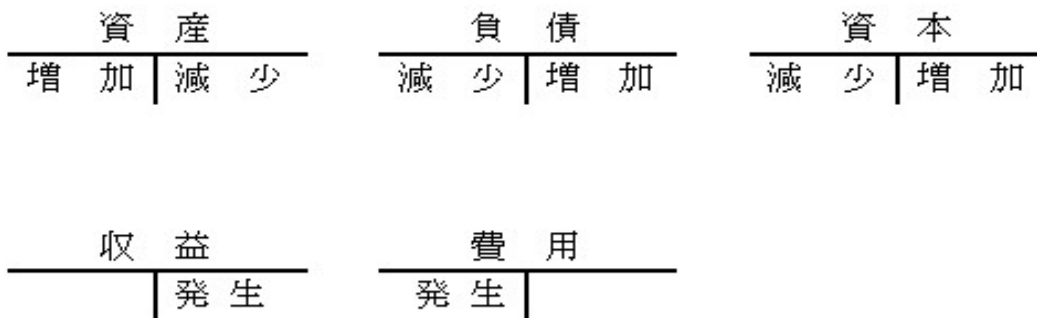
#### ・主な勘定科目

分類		勘定科目	内容
資産	所有している財産	現金	
		普通預金	
		当座預金	
		受取手形	受け取った他人振出しの約束手形
		完成工事未収入金	工事代金の未収債権
		貸付金	他者への金銭貸付けによる債権
		建物	
		車両	
		備品	机、椅子、金庫、応接ソファなど
		土地	
負債	他者に金銭を支払うべき義務	支払手形	自らが振り出した約束手形
		工事未払金	工事原価の未払債務
		借入金	他者からの金銭借入れによる債務
資本	企業の元手	資本金	株主からの出資（会社の元手）
収益	もうけの源泉となる額	完成工事高	工事に関する売上額
		受取利息	
費用	もうけを得るために犠牲にした額	材料費	工事に要する材料代
		労務費	工事に従事する作業員賃金
		外注費	工事の一部を外注したもの

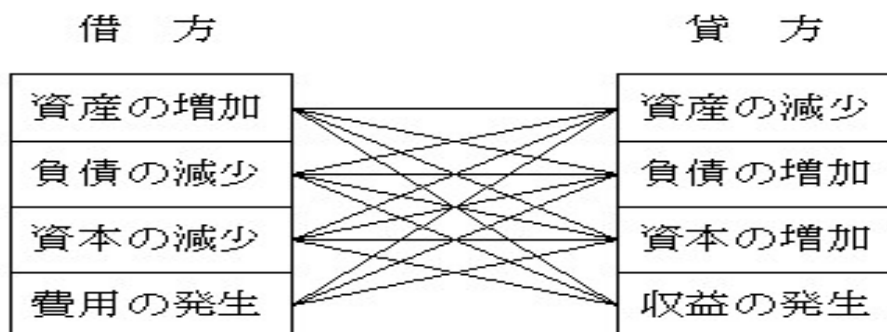


	経費	工事に要する諸経費
	給料	
	通信費	電話代、郵送料など
	水道光熱費	水道代、電気代など
	支払家賃	
	支払利息	

勘定科目は、次のように規則的に動く。



この規則性により、仕訳の要素を分解したものは、次のとおりとなる。



(仕訳例)

- ・ 現金 ¥100 を普通預金口座に預け入れた。

(借方) 普通預金	100	(貸方) 現金	100
	<i>資産の増加</i>		<i>資産の減少</i>

- ・ 銀行より現金 ¥100 を借り入れた。

(借方) 現金	100	(貸方) 借入金	100
	<i>資産の増加</i>		<i>負債の増加</i>

- ・ 借入金 ¥100 を現金で返済した。

(借方) 借入金	100	(貸方) 現金	100
	<i>負債の減少</i>		<i>資産の減少</i>

- ・ 株主から現金 ¥100 の出資を受け、会社を設立した。

(借方) 現金	100	(貸方) 資本金	100
	<i>資産の増加</i>		<i>資本の増加</i>

- ・ 工事が完成したため発注者に引き渡し、工事代金 ¥100 を現金で受け取った。

(借方) 現金	100	(貸方) 完成工事高	100
	<i>資産の増加</i>		<i>収益の発生</i>

- ・ 工事に要する材料を購入のうえ現場に搬送し、その代金 ¥100 を現金で支払った。

(借方) 材料費	100	(貸方) 現金	100
	<i>費用の発生</i>		<i>資産の減少</i>

## 5. 転記

取引を記録したものが仕訳であるが、このままでは勘定科目の状況が一覧できないため、勘定科目ごとに集計していく。この集計作業を「**転記**」という。

転記にあたり、集計していく場所を「**勘定口座**」といい、各々の勘定口座を一つにまとめた帳簿を「**総勘定元帳**」という。

(転記例)

6月1日 (借方) 現金 200,000 (貸方) 借入金 200,000



## 6. 試算表

転記の正確性を検証するとともに、各勘定科目の残高や累計を一覧できるようにするため、週末や月末など定期的に「**試算表**」を作成する。

(試算表の作成方法)

- ア 総勘定元帳の各勘定口座の借方・貸方の合計を算出し、試算表の「合計」欄に記入する。
- イ 試算表の合計欄の合計を借方・貸方ともに算出し、同額であることを確認のうえ、締め切る。この金額が仕訳帳の借方・貸方の合計と合致することで転記の正確性を確認できる。
- ウ 各勘定科目の借方と貸方の差額を求め、大きい側の「残高」欄に記入する。
- エ 試算表の残高欄の合計を借方・貸方ともに算出し、同額であることを確認のうえ、締め切る。

・具体例

		現金			
	6 / 1	200,000	6 / 3	100,000	
	2	100,000	6	50,000	
	5	150,000			
		(借方合計 450,000)		(貸方合計 150,000)	

合計残高試算表				
借 方		勘定科目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
300,000	450,000	現金	150,000	
~~~~~				
200	200	支払利息		
480,000	870,000		870,000	480,000

この数値が仕訳帳の合計金額と一致することで、転記が正確に行われたかを確認することができます。

## 7. 決算

### ① 会計期間

企業は永久に活動を続けることが前提であるが、一定期間ごとにその状況につき株主に報告する義務が法律で定められている。このため、通常は1年ごとに期間を区切り、その報告を行う。この1年ごとに区切られた各々の期間のことを「**会計期間**」という。

会計期間の最初－「**期首**」、途中－「**期中**」、最後－「**期末**」

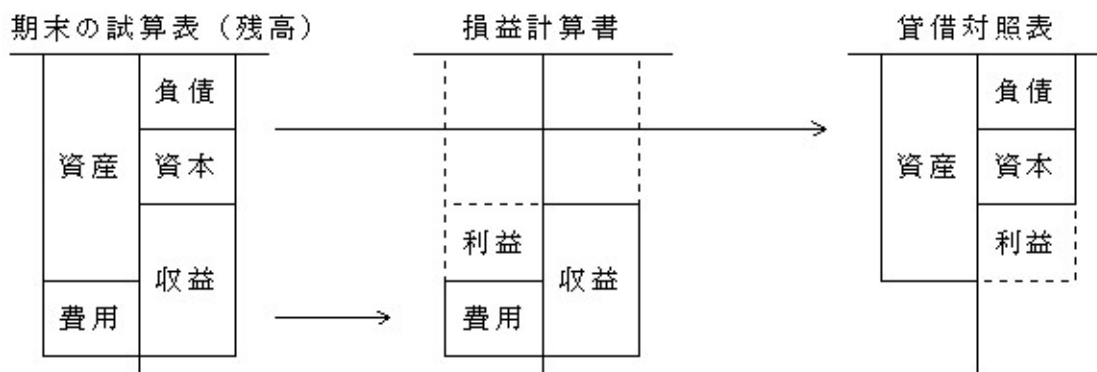
現在の会計期間－「**当期**」、当期の次の会計期間－「**次期**」、

当期の1つ前の会計期間－「**前期**」

### ② 決算と決算書

期末になると、株主への報告のために書類を作成しなければならない。この報告書を一般的には「**決算書**」といい、決算書を作成する手続きを「**決算**」という。

(決算のイメージ図)



## 8. 精算表

決算の過程を一表にまとめて見やすくしたものを「**精算表**」という。

(精算表の作成方法)

- ア 期末の試算表を作成し、その残高欄を「残高試算表」欄に記入する。
- イ 収益・費用の勘定科目を「損益計算書」欄に記入する。
- ウ 資産・負債・資本の勘定科目を「貸借対照表」欄に記入する。
- エ 「損益計算書」欄の収益と費用の差額を求める。これが当期のもうけの純額である「**当期純利益**」である。
- オ 「損益計算書」欄で求められた当期純利益が、「貸借対照表」欄においても算出できるかを確認する。
- カ 当期純利益を記入し、損益計算書の借方・貸方を同額で締め切る。
- キ 当期純利益を記入し、貸借対照表の借方・貸方を同額で締め切る。

精 算 表								
勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
資産の科目	4,000						4,000	
負債の科目		500						500
資本の科目		2,500						2,500
収益の科目		12,000				12,000		
費用の科目	11,000				11,000			
	15,000	15,000			11,000	12,000	4,000	3,000
当期純利益					1,000			1,000
					12,000	12,000	4,000	4,000

## 9. 決算書

精算表の作成により、当期純利益が判明する。精算表のデータを建設業法の様式に落とし込み、「決算書」を作成する。

(主な決算書)

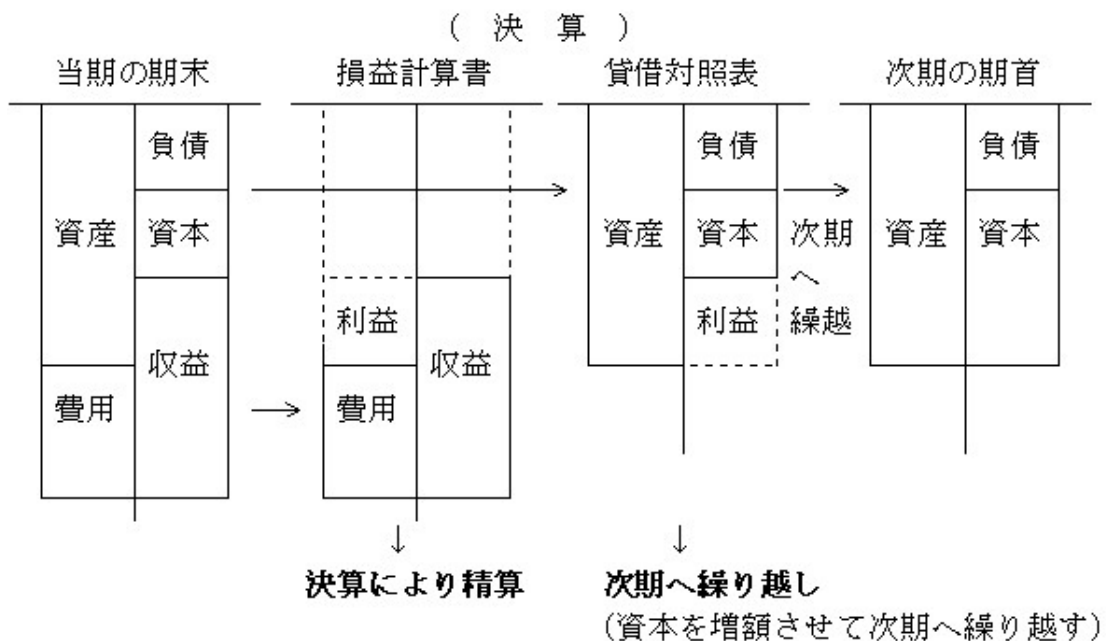
- ・「損益計算書」( Profit and Loss Statement : P/L)

一定期間 (一会計期間) の経営成績を表示する

- ・「貸借対照表」( Balance Sheet : B/S)

一定時点 (期末) の財政状態を表示する

## 10. 当期の決算終了後の処理



資産、負債、資本については、期末時点の残高が次期に繰り越される。

このため、次期の期首に、繰り越されてきた資産等についての仕訳が必要となり、これを「開始仕訳」という。

(例) 前期から引き継がれた資産等

資産	現金	700、	土地	500
負債	借入金	300		
資本	資本金	800		
前期の当期純利益	100			

(借方) 現金	700	(貸方) 借入金	300
土地	500	資本金	800
		繰越利益剰余金	100

※ 前期に獲得した利益は「繰越利益剰余金」(資本)として、開始仕訳を行う。



## 第三部 会計の手続き（応用編）

### 1. 決算整理

#### ① 決算整理の意義

期末に作成された試算表は、1会計期間内の企業のすべての取引が集約されており、基本的にはこのデータをもとに決算を行う。しかし、株主への報告に当たって、修正を加えた方がいい項目があり、この修正を「**決算整理**」という。

決算整理についても、必ず仕訳で記録しなければならず、決算整理に関する仕訳を「**決算整理仕訳**」という。

#### ② 決算整理の具体的な処理

決算整理仕訳については、精算表において処理していく。

ア 決算整理仕訳を精算表の「整理記入」欄に記録する。

イ 「整理記入」欄に記載のある勘定科目については、期末のデータが修正されているので、「損益計算書」欄、「貸借対照表」欄には、修正を踏まえた金額を記載する。

### 2. 原価計算

期中に「材料費」「労務費」「外注費」「経費」で処理していた工事の原価については、期末までに完成した工事に関するものは費用とし、期末までに未完成の工事に関するものは資産として次期に繰り越す必要がある。

## 中途採用者向け基礎研修

～事務系職員に求められる能力向上～

財務・会計知識編

---

発行日 令和6年3月22日発行

作成者「建設産業担い手確保・育成・定着促進事業」事務局

鹿児島県 土木部 監理課 入札・指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL : 099-286-3498 FAX : 099-286-5617

---

監修 一般社団法人鹿児島県建設業協会

ヒロ T&T 株式会社

協力 建設業マネジメント研究会

不許複製